

令和8年度 品川区子ども・子育て会議

第1回議事録

令和８年度 第１回 品川区子ども・子育て会議

議事次第

日時：令和８年６月15日(月)14:00～16:00
場所：品川区役所 第２庁舎４階 災害対策本部室

- １．開会
- ２．新規委員紹介
- ３．子ども・子育て会議の概要
- ４．報告事項
 - (１) 品川区こども計画の令和７年度実績報告について
 - (２) 令和８年度新規事業について
 - (３) 品川区こども会議について
 - (４) 「(仮称)品川区こどもの権利条例」の制定について
- ５．審議事項
 - (１) こどもの権利専門部会の設置について
 - (２) 特定教育・保育施設等の利用定員の設定等に係る意見聴取について
 - (３) 令和８年度「保育提供体制の確保のための実施計画」について
- ６．その他
 - (１) 今年度の会議予定について
- ７．閉会

(配付資料)

- 【資料１】品川区子ども・子育て会議委員名簿
- 【資料２】品川区子ども・子育て会議の概要
- 【資料３】品川区こども計画実績資料
- 【資料４】令和８年度予算プレス発表資料（抜粋）
- 【資料５】品川区こども会議について
- 【資料６】「(仮称)品川区こどもの権利条例」の制定について
- 【資料７】こどもの権利専門部会の設置について
- 【資料８】品川区乳児等通園支援事業の利用定員に関する意見聴取について
- 【資料９】令和８年度「保育提供体制の確保のための実施計画」について
- 【参考１】品川区子ども・子育て会議条例
- 【参考２】品川区子ども・子育て会議運営要綱
- 【参考３】席次表

1. 開会

会長：今日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより令和8年度第1回子ども・子育て会議を開催いたします。はじめに、品川区を代表して子ども未来部長よりご挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

■子ども未来部長より挨拶

■事務連絡

事務局：委員の出欠状況についてご報告いたします。本日は3名の委員がご都合により欠席とのご連絡をいただいております。本会議の委員25名中、現時点で21名の出席ということで、品川区子ども・子育て会議条例第6条第2項における委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本協議会は公開としております。なお本日、傍聴の希望はございませんでした。（会議中に1名傍聴希望あり）

会長：それでは次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。次第「2. 新規委員紹介」について、事務局より、委員の皆さまへ紹介をお願いします。

2. 新規委員紹介

■事務局より資料1について説明

会長：ありがとうございました。新規の委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次第の3にまいります。子ども・子育て会議の概要について、事務局よりご説明をお願いします。

3. 子ども・子育て会議の概要

■事務局より資料2について説明

会長：ただいま事務局から説明がありましたけれども、ご質問やご意見等がありますでしょうか。ありましたら挙手をお願いいたします。貴重な会議ですので是非皆様の活発なご意見をいただければと思います。

では、特にないようですので、続きまして次第「4. 報告事項」に入ります。

本日は報告事項が4件、審議事項が3件あるため、効率的な運営に努めてまいります。委員の皆様にはご協力のほどよろしくお願いいたします。

「(1) 品川区こども計画の令和7年度実績報告について」事務局より説明をお願いします。

4. 報告事項

(1) 品川区こども計画の令和7年度実績報告について

■事務局より資料3-1について説明

会長：ただいま事務局から説明がございました。たくさんの事業がありますので、特徴的なものをご説明いただいたかと思います。ご質問、ご意見等がありましたら挙手をお願いします。

委員：安心して過ごせる社会環境を整備するということで、防犯はもちろん大事なのですけれども、交通安全に関する項目もあればいいなと思いました。

というのも私は幼児を育てているのですが、普段の生活の中で一番子どもの命の危険を感じるころが、自分の自転車に子どもを乗せて走るところです。最近は自転車のルールが改正されて、自転車は車道を走らなければいけないということで、車のそばを走る際に結構危険を感じるので、そういうところで品川区としてどういう対策をしているのか調べたところ、2023年に品川区自転車活用推進計画を定めて、保育園とか子育て施設に近い道路のところでは、子育て送迎ルートを設定して路面表示や安全サインで注意喚起をしているようで、そういう取組もしあるのであれば、どういう進捗か知りたいです。項目がこども会議の最初に決められていてなかなかあとで変更できないというような事情があるのかもしれないのですけれども、交通安全に対する取組とかも見えたらいいなと思います。

会長：ありがとうございます。関連する取組など区の情報をいただけますか。

事務局：交通安全、とりわけ自転車安全対策についてのご質問だと思います。品川区こども計画の92ページ「(1) 安心して過ごせる社会環境の整備」の具体的な取組7に、自転車関係の安全対策として「自転車安全教室・スタントマンを活用した自転車安全教室」を掲載しているところでございます。その他、交通安全、自転車の安全対策につきまして、今後、令和9年度の計画見直しの際に検討したいと思います。

会長：母親だけではなく、父親の子育て支援というところもありますけれども、そういった取組について、いかがでしょうか。

委員：15「親育ち支援事業」に父親の子育て応援事業が入っているのですけれども、令和7年度は事業回数の増加とうかがいました。

実際自分のところに児童センターから父親向けの講座を実施してほしいという依頼はこれまでもあり、今年もありました。現場の声として、予算があるのでできるといいますという話をうかがったのですが、事業の増加に関しては予算の増加があったのかというところと、現状の予算でやろうとすると今までやってきたものは母親向けの事業が中心になってしまうので、父親向けまであまり手が回らないという部分がどうしてもあったので、何か父親向けの取組の促進についてはどうなっているのかなというところはいかがでしょうか。

事務局：ご質問ありがとうございます。父親への支援事業について、これまで母親だけでなく父親向けにも子育て応援事業を実施しているところでございます。児童センターによっては父親にまで手が回っていないところもあるかもしれないのですが、ここについては児童センターごとの状況に合わせて、協力いただける方をお願いをしているところになりますので、父親支援にも今後力を入れていきたいと思っております。

会長：ありがとうございました。ほかはいかがでしょう。

委員：27「こども冒険ひろば事業」、28「荏原地区外遊び事業」について、公園がとても危ないことになっていて、児童センターや地域センター、保育園から公園課に何回も連絡をしているのにもかかわらず一向に直してもらえず、予算がないのだと思うのですけれども、1か所にだけ公園課が来ましたが、というものが貼ってあって、何か月間も何もされていないという状況がありました。公園課に相談したら、今回予算が通ったということなのですけれども、公園課の整備が悪いのだと思うのですけど、事業として扱っている以上、時々見回っていただくとか、どういったところが危ないだとか、そういうところも細かく見ていただけるとありがたいなと思っております。

それから、ここにはありませんけれども荏原地区には「しなるん」が走っており、お母様方からとても好評を得ています。お子さんが一人で塾に行くようなときにお母さまが違うお子様のことを見なければいけないときに予約して駅等に運んでいただけるのでありがたい、と。とても雰囲気も良く運転手さんも声掛けしてくださってありがたい等の声を多数いただいております、私も状況を確認するた

めに週1回試乗して色々お話を聞いたりしております。そういうところでも応援していただいているので、ありがたいというところは届けさせていただこうと思いい、発言させていただきました。以上です。

会長：事務局からはいかがでしょう。

事務局：ご指摘ありがとうございます。こども冒険ひろば、外遊び事業に関連して、公園の設備の整備状況について、ご指摘のとおり、子ども育成課でも見回りをさせていただいて、公園課に確実に伝えていきたいと思います。それから、「しなるん」についてもお声を届けてくださりありがとうございます。関係所管課にお伝えさせていただきたいと思います。

会長：企業もこういったひろば的な事業をやっているかもしれませんが、区として進めることはすごく大事なことだと思います。

委員：16「子育て交流サロン」についてです。すきっぷひろばは荏原地区では2か所で行っていて、13年目になりました。利用者の人数は令和6年度比1,000件増えたということですが、「しながわこどもぽけっと」で、当日どこか行きたいところがあるか探すための「イベント」というところがあり、そこを見ると今日行けるところが出てくるというふうになっており、すきっぷひろばも掲載いただいております。

それと合わせて、コロナウイルスの影響による人のいるところに行くことへの抵抗感が薄まってきたのではないかと現場では話していました。令和7年度の利用者数結果が良かった理由としては、私たちのところでは毎回スタッフが4名から5名おりまして、来てもらってから帰るまで一人ぼっちにさせないで、初めて来た方には丁寧に関わりますし、なるべくママ同士がつながるような形で温かく丁寧に関わることをモットーにしています。

ただ、残念な話としては児童センターに来ているのだけれどもクラブだけ出て帰るという使い方が多いようです。私たちは毎日午前9時から午後6時までやっているの、行かないともったいないと言うのですけれども、クラブに来て帰るという感覚になっているみたいで、そこはもちろん私たちとしては何時に来て何時に帰っても大丈夫ですし、長くいられることは良いと皆が言っていて、去年は毎回のように来てくれる親子が多かったの、それがあって人数が増えたのだと思います。

「しなるん」の話が先ほど出ましたけれども、私は地区の代表で開会式にもでたのですが、広報しながわで今年紹介したときにどなたか出てくれませんかという

ことでひろばのママさん2組に相談をしたら、出てもいいですよということで出ていただきました。そういったような地域と区とのつながりの橋渡しができるような役割をこれからもっと充実させていきたいと思っております。

事務局：子育て交流サロン、「しなるん」に関して、また広報に関してもご協力いただきましてありがとうございます。区でもせっかく子育て交流事業を行っておりますので、多くの方に使っていただきたいたころがでございますので、今後ご意見をいただきながら広報にも尽力していきたいと思っております。

会長：それでは、ほかにもご意見があるかと思えますけれども、もしほかにあリましたら最後のほうで時間が残れば出していただければと思います。時間に限りがあるので進めさせていただければと思います。

それでは引き続き「(1)品川区こども計画の令和7年度実績報告について」の資料3-2について事務局より説明をお願いします。

■事務局より資料3-2について説明

会長：ただいま事務局から説明がございました。ご質問、ご意見がございましたら挙手をお願いいたします。

委員：一時保育について、プレ、幼稚園、保育園、学童など色々な方法があるのですが、児童発達の利用者の母親が制度を混同してしまい、そのままプレで幼稚園に行けると思っていたらそれは違うと言われトラブルになってしまいました。その方はお子様に軽度の障害があったことで区別され、悲しい思いをし、差別をされショックを受けたと涙を流していたという話がありました。色々なケースがあるので、母親側にも施設側にも説明をしないと、制度がありすぎて混乱して悲しむ保護者がいるので、気を付けていただきたいと思います。

会長：園側は一時保育として受け入れたけれども、お母様はプレだと受け取っていたということですか。

委員：境目が分からなかったみたいで、お母様のほうはプレで、このまま入園できると思っていたらしいのですが、園のほうがそうではなかったということで、漏れてしまってショックを受けていました。そういうことがあることに驚きましたが、幼稚園側の対応は分からないのですが、保護者と園側の色々な思いがあって、かわいそうなのはお子様で、幼稚園に行けると思ってプレに通っていたのに

ダメということになったので、頑張ってプレに通っていたお子様の気持ちを考えるといたたまれない。最終的には和解をして何とかいい方向で落ち着いたのですが、しっかりとした説明が必要だと思います。

会長：どうしてそのようなことが起こったのか、何かご見解があればお願いできるとありがたいなと思います。

委員：私はその事実を知らなかったのですが、プレで入っていたら大体、次は入園につながる可能性が高いのですが、最初にプレで募集をしていたのか分からないのですが、私立幼稚園なのか、区立なのか、保育園なのか、いずれにしてもその事例については私の方には届いておりません。

会長：利用の登録などの方法の問題なのか、例えば発達の遅れが見られたのでそういうご判断になったということであればそれは別の問題としてあると思います。そのような場合にどのように区として指導されるのかといったところは、今後検討が必要かと思います。

委員：色々な制度があるので混乱してしまったということが問題なので、分かるようにしていければと思います。

会長：ほかいかがでしょうか。お願いいたします。

委員：子ども発達相談室について、保護者はかなり勇気を持って連絡してくる方も多いと思うのですが、実際に電話してみると、2、3か月待ち、半年待ちとなり、なかなか相談にすぐにはつながっていかないという事実があると思うのですが、相談窓口を増やしていただくと保護者の方は少し安心できるのかなと思っています。

もう一点、病児保育はここ数年で増えているのですが、受け入れ基準が施設によってばらばらということがあり、品川区に住んでいて品川区で受け入れしてくれなくて大田区で受け入れしているお子さんも知っているので、受け入れ基準も区でしっかり統一していただくとありがたいと思います。

会長：今のお話でいくと、受け入れ基準は園によって統一されていないということなのでしょう。それとも統一されているけれどもばらばらという理解ですか。

事務局：基本的には区の委託事業で実施しておりますので、区の仕様に基づいて基準を定めさせていただいているところではございます。ただ、実態として施設によって受け入れ基準が少し異なっているという話は私も聞いたことがございまして、先ほどご説明の中で施設数も6施設に増えているということもありますので、今後の取組として、受託いただいているクリニック、保育所の皆さんにお集まりいただいて、協議会のような形態の会議を設け、同一基準で対応ができるような体制でまいりたいと考えているところでございます。

会長：医師会から、何かコメントをいただけたらありがたいなと思います。

委員：基本的に受け入れは、品川区の基準に則って受け入れています。

ただ、施設には医師が常駐している施設とそうでない施設がありますので、その場合は少し受け入れに差があるかもしれません。また大田区の話が出ましたが、例えばインフルエンザの受け入れについても差があります。発熱初日から預かるか、急性期を過ぎてから預かるか、インフルエンザ罹患児専用のお部屋が用意できるか等です。品川区では急性期を過ぎてからお預かりすることになっています。病児保育ではお子さんの安全を最優先に受け入れています。医師の有無、施設の形態などにもよりますので、基準を統一するのは難しいかもしれませんが、今後改善していければと思います。

会長：親の立場からするとお仕事の都合等もおありですけれども、やはり安全面を重視しながら、それについてはご理解をいただき、基準に則りながら預かっているとのこと。

大変申し訳ないのですが、会議の都合上、次に移らせていただきたいと思います。質問事項がありましたら、メールでもお送りいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

「(2) 令和8年度新規事業について」事務局より説明をお願いいたします。

(2) 令和8年度新規事業について

■事務局より資料4について説明

会長：ただいま事務局から説明がございました新しい事業についてご質問、ご意見等がありますでしょうか。よろしいですか。

続きまして、「(3) 品川区こども会議について」に移ります。事務局より説明をお願いします。

(3) 品川区こども会議について

■事務局より資料5について説明

会長：ただいま事務局から説明がございましたけれども、この件についてご質問、ご意見等はございますか。

続きまして「(4)『(仮称)品川区こどもの権利条例』の制定について」に移ります。事務局より説明をお願いします。

(4)「(仮称)品川区こどもの権利条例」の制定について

■事務局より資料6について説明

会長：ただいま事務局から説明がございました。この件について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員：単純に私がよく知らないだけだと思うので、率直にうかがいたいのですが、この条例ができると、どういうことが変わるのですか。

色々な自治体が制定しているということも分かるのですが、この権利条例ができることによって生活がどのように変わるとか、仕組みがどのように変わるのかまだ分かっておらず、そのあたりが少し分かるといいなと思いました。

事務局：ご質問ありがとうございます。現在、同様の条例を制定している自治体は大体80程度と言われておりまして、そういった自治体の研究をしているところになります。

ご質問の、条例ができたら変わることは、そういった自治体を見ていて大きく2つあると思っております。

一つは、区もちろんそうですし、子どもが関連する施設、それから子どもたちを見守る保護者や大人たちに責務という、こういった姿勢で臨んでいただきたい、区に関してはこういったことをやります、ということを明確に示すということです。そうすることによって、子どもたちの守られている感覚が強くなるというところがあると思います。

もう一つは、ご説明の中でも触れさせていただいたのですが、権利保障の部分で、権利侵害が起こってしまった場合に、こういったところに相談にいけば解決に向かうのか、そういったものを明確に示すことによって子どもたちの権利保障が明確になるといった、2点が大きなところですよ。

委員：ありがとうございます。分かりやすかったです。

その観点で言うと一つ、今までの流れを踏まえてのところなのですが、私、子がおります。今、知的の問題はないけれども、発達障害というところですね。不登校になりました。品川区で子育てをしていてすごく良かったですし、数値上見ても満足できるところはどんどん上がっていて、乳幼児に関しては本当に制度が整ってきたなという印象がありますが、小学校になるとこれが全部崩れます。一気になくなります。相談窓口がなくなり、マイノリティになった瞬間、権利保障という観点で相談窓口が行方不明になり、相談をした結果たらい回しになるのですが、全員言っていることは正しいので怒りはないです。どうにもならないねというところのポケットに落ちます。それはなぜかという、知的なものが、例えばIQが低いのであればサポートはあります。体が動かない、耳が聞こえない、目が見えない、これも保障があります。残念ながらここにASD, ADHD, IQ120を超えた瞬間にサポートが行方不明になります。誰に相談しても「分からない」となってしまう。でもこれは仕方がないのです。ルールがない状態なので。

今見ると、すごくいい会議が行われるぞと、見ていて思いました。そのあたりのポケットがもしかしたらここで少し議題に挙げていただけるのかもしれないなというふうに思っています。

子どもの権利は保障したい、そして子どもがマイノリティに落ちたとき、ポケットになったところにはまったら、私たちはそれを何とかしてあげたいのですが、ポケットにはまっている人間が助けを求める場所が、今は行方不明になっています。ソーシャルワーカーなどに相談したくても、学校経由で連絡をしてくださいと言われるのですが、フルタイムかつ、学校の勤務時間に合わせて突然飛んでくる電話にとっても対応できません。不満というよりは今こういう問題が実際に起きているということです。

権利が保障される、条例ができるのであれば、権利を施行させてください。その権利を施行するにあたってできる方向が、ここでできるというなと思っています。現時点で困っていることはありますが、多分うちの子どもは間に合わないでしょう。ただ、その間私は頑張るのですが、こういう問題が実際に起きているので、不登校になってしまった、もしくは小学生になってから障害が発覚したという子どもに関しては、今結構ノンサポートです。品川区の制度がよくても、東京都の先生方が基本的にぐるぐるとしているので、都の制度のところで挟まってしまってサポートがなくなるので、その観点が今、実際の現場としては困っていることです。品川区に税金を納めていてよかったと思うことはたくさんあるので、マイノリティで、都と区のルールの狭間に落ちてしまった人がいる、子どもがいるというところをご認識いただけると、頑張っている分が報われるかなと思います。

会長：サービスの利用という観点から今ご意見をいただいたということでしょうか。

委員：学校でトラブルが起きたときに、例えば児童相談所、教育相談室、都庁のひとり親家庭関係のサポート等、皆さん丁寧に対応してくださるのでそれは問題ないのですが、その全部を一つながりにして「これはこう使えない」と確認して一覧表にするのは親なのですね。多分そこができない人のほうが本来は多いので、サービスを利用するというよりは、サービスを利用することはできても、サービスとサービスがつかない。サービスとサービスの齟齬、少しずつルールが違う、根拠となる法律も違うので、そこで落ちてしまう情報が何なのかを見つけるのが結構苦労するところです。

会長：ありがとうございます。今の点、いかがですか。

委員：子どもが権利の主体として尊重されるっていうところを考えると、世の中のルールは子ども抜きで大人が決めてしまうことが多いと思っています。

例えば、公園の利用方法だったり、児童センターの子どもに関わる施設の利用ルールだったりとか、小学校、中学校の校則だったりとか、そういうのは子どものためを思って大人側が制定するのですけれども、子ども側の意見があまり聞かれていなかったりするなと思っています。

例えば香川県でゲーム禁止の条例が施行される等、そういう大人側が決めるルールに対して子ども側が一言申せるなど、最終的に子どもも何かしら関わるような条例になったら、単に「こういうことを重視しましょう」というフワッとした条例だけではなくて、具体的な仕組みに取り込まれるかなと思うので、そういうふうになればいいかなと思いました。

会長：ありがとうございました。今ちょうど2人の公募委員の方からご意見をいただきましたけれども、事務局、いかがですか。

事務局：ご意見どうもありがとうございます。本当に大事な部分を今お示しいただいたと思っています。

この条例を策定するにあたって、私たちが一番大事にしていきたい部分は、皆さんご存じだと思うのですけれども、子どもの最善の利益というものです。

子どもが「ああしたい、こうしたい」と言ったことを全てそのままかなえたいという気持ちはあるものの、将来まで見据えて最善の利益をかなえられる条例にしていきたい、これが基本姿勢として思っているところでございます。

また、子どもの意見が反映されていないというのはよくないところだと思ってお

りますので、今回は条例をつくるにあたって、子どもたちからの声をたくさん
いただきたいと思います。それは、声を上げられる子はもちろんなのですが、
声を上げづらい状況にある子どもたちのところにも足を運んで、アウトリー
チで話を聞いていきたいと思っております。どこかで漏れてしまう、そういった
ところがないように全方位から声が届けられるような形で取り組んでまいりたい
と考えています。

会長：ありがとうございました。

このあとの審議事項にも関わってくるのだと思いますので、報告事項はここま
でといたします。

続きまして議題「5. 審議事項」に入ります。「(1) こどもの権利専門部会の設
置について」、事務局から説明をお願いします。

5. 審議事項

(1) こどもの権利専門部会の設置について

■事務局より資料7について説明

会長：ただいま、こどもの権利専門部会の設置について説明がございました。ご質問、
ご意見等がありましたら挙手をお願いします。

考え方としては、色々な子どもたちの声を聞いたり、アンケートを取ったり、あ
る程度専門部会で検討しつつ子ども・子育て会議で議論をしていく形を考えてい
るところです。

質問がないようですので、ご了解いただけたとのことで次に進めさせていただきます。

続きまして、「(2) 特定教育・保育施設等の利用定員の設定等に係る意見聴取に
ついて」、事務局から説明をお願いします。

(2) 特定教育・保育施設等の利用定員の設定等に係る意見聴取について

■事務局より資料8について説明

会長：ただいま、乳児等通園支援事業、先ほどの報告事項の資料4に出ているところ
について具体的に説明がございました。ご質問、ご意見等がありますか。挙手を
お願いします。

委員：当保育園でも現在、余裕活用型という形で乳児等通園支援事業を実施しているのですが、現時点で4月から0、1、2歳の空きがなかったの、受け入れていないのですが、同じ法人内でも受け入れている園がありまして、4月はすごく大変だったと聞いています。

国のシステムがまだきちんと運営されていなくて、予約の方法等も、おそらく国から品川区に降りてくるのがギリギリで、バタバタした状態で始まってしまっているの、保護者から質問があってもすぐ答えられない状態がありました。先月品川区でシステムの使い方の説明会をしてくれたので、少し質問に答えられるようになっていたという現状があります。0、1、2歳なのですけど、特に1歳についての問い合わせが多くなっています。

品川区は乳児等通園支援事業と、多様な他者との関わりの機会の創出事業を合わせて、国では10時間だったものを品川区では30時間に延ばしていて、国は3歳児未満の受入れのところ品川区では2歳児クラスの年度末までというものになっています。ただ、2歳児クラスの年度末の受け入れがシステム上はできない。3歳になったら国のシステムが切られてしまって、そこからは直接やり取りしてくださいということになってしまっているのですね。もし可能性があればその辺をうまく品川区で一本化してもらえると保護者も保育園も受け入れが簡単になると思っています。

委員：システムの説明会に私も参加してよかったのですが、実際に内容を聞いていると初めてなので難しいかなと思うので徐々に直して、改善すればいいのかなと思っているのですが、機能を一つにしているがために、例えば保護者名義でやること、面談の記録、保育日誌、なおかつ請求業務も一緒であるなど、多種多様ないくつものシステムがあると厄介なのですが、一つにしてあるがために難しいと思うところもあります。マニュアルもあるのですが、マニュアルにも分かりづらいところがあります。

システムの使い方や、制度が変わったときの情報の伝わり方も遅いと感じます。例えば、品川区民は利用料無料、始まって何か月もたったあとから大田区も目黒区も無料にしてほしいとなったので、変更事項がすぐに分かるようなツールがあったらいいなと思っています。HUGシステムというものがありまして、すごく分かりやすく、例えば分からないことをチャットで教えてくれたり、現場ですぐ問い合わせができたり、画面共有もできるものになっています。そういうものに後から改善できたらいいかなと思っています。HUGシステムの何がいいかというと、現場があって、現場のこういうところを改善してほしいという現場の声を反映できる窓口があるから改善しやすいというところがあるので、意見を取り入れてもらえるようなこういうツールがあるといいかなと思っています。

会長：ありがとうございます。では事務局からお願いいたします。

事務局：様々のご意見、ありがとうございました。本当にご苦勞をおかけしていることは私自身も十分理解していきまして、大変申し訳ないと思っております。

この制度は全国一律で始まっているものでして、なおかつ品川区の施設を他自治体の保護者が利用できる事業となっているため、効率的なシステム運用をしていくことが必要なのかなというところで国のシステムを採用しているという事情がございます。そのため、様々な課題に対するレスポンスが遅くなっているということがございます。

実は両委員以外にも、様々な事業所の方からのご意見もいただいておりますし、保護者の方からもいただくことがありますので、それに対して区としてできることをしっかり対応していきたいところから、5月の説明会の開催というところに至ったところになります。

今後につきましても、今いただいたようなご意見も含めまして、1回研修会を行っておしまいということではなく、継続的にどういったシステムがいいのか、どういった方法がよいのかを研究していきたいと思っております。国に対しても品川区だけではなく、ほかの自治体も課題感を持っていますので一緒になって改善の要望を出していきたいと思っておりますのでございます。

大変ご迷惑をおかけして申し訳ございませんが、引き続きご協力のほどよろしくお願いしたいと思っております。

会長：ありがとうございました。生の声をいただいたかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、「(3) 令和8年度『保育提供体制の確保のための実施計画』について」、事務局から説明をお願いします。

(3) 令和8年度「保育提供体制の確保のための実施計画」について

■事務局より資料9について説明

会長：ありがとうございます。この件について、この会議で承認を得ることなのですけれども、副会長が詳しいと思いますが、これは一言で言うとうどういうことなのか、ご説明をいただけるとありがたいと思っております。

副会長：もともとは待機児童解消のため、待機児童ゼロに向け、より重点的に力を入れる自治体には、補助率の引き上げを図るなどで、優先的に補助を受け、なるべ

く早く待機児童を解消するということから始まったものだと思います。

また、品川区のこの計画の場合は、待機児童が今はゼロになっていますが、とは言いつつ待機児童が出る可能性もまだ品川区が秘めているので、そういうところを抑えつつ、品川区の地域特性に応じた中長期的な事業を進めるということです。例えば、利用者支援事業（特定型）は、区役所等に専門職を置くもので、ほかにも包括支援センター型、子ども家庭支援センター型、など色々あるのですが、区の場合はそういうコンセプトで進めるということです。この計画を提出することによって補助金を出すということになっています。これは以前からやっていたのですが、先ほどご説明があったとおり、国では市区町村の子ども・子育て支援事業計画が教育や保育や子育て支援等の需要に対して、供給をしましょう、必要なところに供給をし、バランスさせましょうという需給計画なので、需給バランスについてこの子ども・子育て会議で諮るということになっています。これまでは諮っていなかったのですね。来年は新しい保育所ができるので利用金額が出ます、というようなものが多かったのですが、よく考えればこれも需要供給にかなり重要な影響があるので、需給計画の承認をこの会議でやるのだから、これも会議にかけなさいという趣旨です。今までやっていたことではあるのですが、改めてこの会議にご説明をして承認いただく、という運用なのだろうと思います。ざっくり言えば、品川区が国の承認をもらって、より重点的に需給計画を推進するというものだと考えてよいと思います。

会長：ありがとうございました。数値については細かいのですがこれは区のほうで綿密に計算してくださっていますので、今のような趣旨でこちらの会議に諮るということです。

この件について、ご質問、ご意見ございますか。

それでは、以上で審議事項の説明は終了いたしました。審議事項は3件あったのですが、事務局からの説明のとおりとすることにご異議ございませんでしょうか。

各委員：異議なし。

会長：それでは、異議なしと認め、承認することにいたします。

続きまして、次第の「6. その他」に入ります。

6. その他

会長：ここまで全体をとおして、ご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

最後に今後の会議の予定について、事務局より説明をお願いします。

(1) 今年度の会議予定について

事務局：次第の3での説明と重複いたしますが、次回以降の予定についてご案内いたします。

第2回子ども・子育て会議を9月頃、第3回を年明け2月頃予定しております。詳細につきましては、また改めてご連絡およびご案内いたしますので、皆様お忙しいところ恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

7. 閉会

会長：それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。皆さま、本日はありがとうございました。

以上